

ねんきん酒田

発行
令和7年4月1日
酒田市国保年金課

公的年金は、やがて迎える老後や、万が一、けがや病気で障がいが残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに年金を受給できるよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。



① 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分かれています。

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加 入 者	第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 (自営業者・学生等)	会社員・公務員など 厚生年金の加入者	第2号被保険者(65歳未満)に扶養されている配偶者
保険料の納付方法	月額 17,510円 (令和7年度) ご自身での納付が必要です	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤め先が納付します	配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度が負担します
手続き先	国保年金課または各総合支所市民係	勤務先	配偶者の勤務先

② 保険料の納付

保険料の納付期限 納付対象月の翌月末日です。

※保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万が一の事故や病気で障がいが残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納付方法

納付書払い

日本年金機構から送付された納付書により、金融機関・コンビニエンスストアで納付してください。
※市役所・総合支所、鶴岡年金事務所の窓口では納付できません。

口座振替

預貯金口座をお持ちの金融機関が鶴岡年金事務所へお申し込みください。
※基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書)、通帳、金融機関届出印が必要です。

クレジットカード

鶴岡年金事務所へお申し込みください。

そ の 他

スマートフォンアプリ、インターネットバンキングなどでの納付もできます。
(納付方法について詳しくは最終面下部で案内の日本年金機構のホームページで確認ください。)

お得な前納(前払い)

6か月分、1年度分、2年度分など、保険料をまとめて前納すると保険料が割引されます。申し込み時期により前納可能な月数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※前納の開始時、前月分も含めて振替されるので、残高等に余裕を持たせてください。

※現金での前納は、鶴岡年金事務所から専用の納付書の発行を受けてください。

(複数枚の納付書で一括納付しても割引はありません。割引後の合計額1枚の専用納付書で納付してください。)

○令和7年度に前納する場合の参考額

	定額納付額	現金・クレジットカード 前納納付額 (割引額)	口座振替 前納納付額 (割引額)
早 割 (当月末振替)	17,510円		17,450円 (60円)
6か月前納 (R7.4月～9月分)	105,060円	104,210円 (850円)	103,870円 (1,190円)
12か月前納 (R7.4月～R8.3月分)	210,120円	206,390円 (3,730円)	205,720円 (4,400円)
24か月前納 (R7.4月～R9.3月分)	425,160円	409,490円 (15,670円)	408,150円 (17,010円)

※令和7年度保険料17,510円、令和8年度保険料17,920円で計算

③ 保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください

保 険 料 免 除

申請手続きが必要です。原則申請日より2年1か月前までさかのぼって申請できます。

受付期限がありますので、国保年金課または各総合支所市民係へお早めにご相談ください。

種 類		内 容	令和7年度 納付額 (月額)	受給額に反映 する金額(年額) 令和7年度の 受給基準	受給資格 期間(10年) に計算
納 付		保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	17,510円	1,732円	されます
申 請 免 除	全 額 免 除	「申請者本人」「申請者の配偶者（別居を含む）」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下の場合は承認されると保険料が全部または一部免除になります。	0円	866円	○
	4分の3納付	※一部免除の承認を受けた方は、納付すべき保険料を納付しないとその期間の一部免除が無効（未納と同じ）になりますので、ご注意ください。 離職(退職・失業)による特例 所得審査の対象となる方の中に、離職した人がある場合、その人の所得を除外して審査されます。	13,130円	1,515円	免除後の 保険料を 納付した 期間について されます
	2分の1納付		8,760円	1,299円	
	4分の1納付		4,380円	1,082円	
納付猶予制度 (50歳未満の方)		「申請者本人」「申請者の配偶者（別居を含む）」それぞれの前年所得が一定以下の場合は承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	0円	○ されます
学 生 納 付 特 例 制 度		前年の所得が一定以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	0円	
産 前 産 後 期 間 免 除		出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。 ※産前産後免除の要件を満たしている場合には、法定免除や申請免除よりも優先されます。	0円	1,732円	
法 定 免 除		障害年金1級または2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	866円	
未 納		保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金を受給できなくなる場合があります。	0円	0円	されません ×

※将来の受給額は、上の表の「受給額に反映する金額（年額）」を、納付した区分と月数ごとに計算したものとなります。
例えば定額保険料17,510円を480か月（40年）間納付した場合、65歳から年額1,732円×480か月＝約831,700円が受給でき、約10年間の受給で納付した保険料を上回ります。（年金額や保険料は毎年改定されます）

承認期間

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月（または20歳誕生月、ただし、1日が誕生日の方は前月）から翌年3月までです。

必要なもの

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）またはマイナンバーのわかるもの（本人確認が必要です）
- 離職特例で申請する場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（雇用保険受給資格通知）のコピーなど ※前年度に提出した離職票等は、離職日が同じであれば、申し出により添付を省略可。
- 学生納付特例の申請は、学生証のコピー（表と裏の両面）または在学証明書（原本）

代理で申請する場合

- 代理人の身分証明
- 別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

④ 年金額を増やしたいときは

付加保険料を納付する

定額保険料(17,510円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、受給する年金額を増やせます。

- 例えば、20歳以上60歳未満の40年間、付加保険料を納めていた場合の受取額は…
 $200円 \times 480月(40年) = 96,000円(年額)$ が基本額に加算されます。

※申し込んだ月からの加入となります。さかのぼって納付することはできません。

※保険料免除・納付猶予等の承認を受けている方は加入できません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

付加保険料を納めた分は、
受給2年以上でプラスに!

免除等の期間の保険料を納付(追納)する

免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受給する年金額が少なくなります。追納の場合、10年前までさかのぼって納めることができるので、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額が付きま

60歳以降に任意加入をする 月額 17,510円 (令和7年度)

次のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満で厚生年金に加入中ではない方
- 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
※申し込んだ月からの加入となります。さかのぼって任意加入することはできません。
※納付方法は口座振替またはクレジットカードとなります。



※前納することで割引が受けられます。 付加保険料も申込できます。

老齢基礎年金を繰下げ受給する

- 66歳以降75歳までに年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。(75歳を選択した場合、65歳と比較して年間受給額が最大84%増)

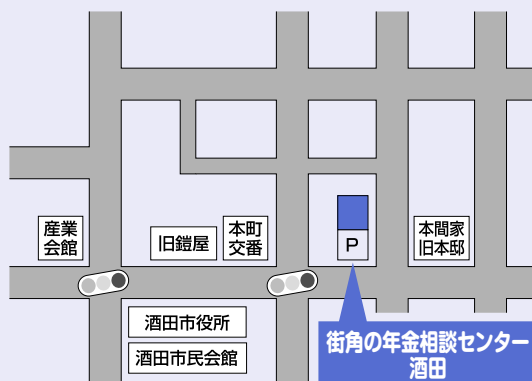
●例えば、65歳から受給した方に比べ受給額の累計が上回る年齢は、70歳から受給した方で81歳11か月以降、75歳から受給した方で86歳11か月以降です。(税と社会保険料を控除する前での比較です)

※在職中の支給停止額や遺族年金等の受給権を得た場合等、繰下げ増額の対象とならない場合もありますので、事前に「街角の年金相談センター酒田」等へ相談ください。

⑤ 年金受給に関する相談は街角の年金相談センター酒田へ

※事前の予約が必要です。

主 相 談 内 容	○受給相談および年金見込み額の試算 ○厚生年金、国民年金の請求手続き ○受給者が死亡したとき ○源泉徴収票・支払通知書・年金証書などの再発行 ○ねんきん定期便などの記録照会
必要なもの	○本人の身分証明 ○基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの(年金手帳、年金証書、マイナンバーカードなど) ※本人以外の方が相談される場合は、委任状と代理の方の身分証明が必要です。
受付時間	月曜日～金曜日／午前9時～午後5時15分 (祝祭日・年末年始を除く) 週初の開所日／午後7時まで時間延長 毎月第2土曜日／午前10時～午後4時
問い合わせ・相談予約	街角の年金相談センター酒田(前面に駐車場) 予約専用電話 ☎ 0570-05-4890 または鶴岡年金事務所 ☎ 0235-23-5040 ※鶴岡は自動音声案内のため、メッセージが流れたら、最初に1番、次に2番を押してください。



6 国民年金には3つの基礎年金給付があります

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
原則65歳から生涯受給できます。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給できる制度もあります。  年金額（令和7年4月～） （年額） 831,700円 この額は、20歳から60歳までの40年間、すべての保険料を納めた場合です。保険料の未納や免除期間がある場合、減額されます。	けがや病気で障害年金の等級1級・2級の状態になったときに受給できます。受給要件については、お問い合わせください。  年金額（令和7年4月～） [1級] 1,039,625円 [2級] 831,700円 ※子がいる場合は、加算があります。 子の年齢要件 ・18歳の誕生日の属する年度末日(3月31日)を経過していない子 ・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障がいのある子	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます。 年金額（令和7年4月～） [子のある配偶者(子1人)] 1,071,000円 [子が受給するとき(子1人)] 831,700円 
免除申請等の手続きをせずに未納にした期間が多いと受給できない場合があります。 ※年金額は、昭和31年4月2日以降生まれの方の金額です。前年の消費者物価や賃金の変動等によって毎年改定されます。（受給者の方には、毎年6月中旬に「年金額改定通知書」が届きます。）		

7 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

Q 対象者は？

- ①老齢基礎年金受給者（65歳以上、世帯全員市民税非課税、前年の公的年金収入額とその他の所得の合計額が基準額以下。基準額は老齢基礎年金の改定額に応じて毎年10月に改定されます。詳しくは鶴岡年金事務所にお問い合わせください。）
 - ②障害基礎年金受給者（前年所得4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下）
 - ③遺族基礎年金受給者（前年所得4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下）
- ※遺族基礎年金と遺族厚生年金は違います！対象になるのは遺族基礎年金受給者です。遺族基礎年金受給対象者は、子のある配偶者または子（18歳到達年度末日を経過していない子または20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の子）です。

Q 案内はいつ届くのか？

対象者には9月中旬頃に案内が届きます。すでに受給している方には届きません。

Q 案内は毎年届くのか？更新は必要か？

一度申請すれば条件に該当している限り自動で更新されます。

※4月以降に世帯変更・所得修正により、条件に該当するようになった場合は市役所で手続きをしてください。

8 こんなときは市役所へ届出を

届出内容	○退職したとき(20歳以上60歳未満) ○配偶者の扶養から外れたとき(配偶者が退職した、本人の収入増、離婚したなど) ○勤めている配偶者が65歳になったとき ○付加保険料を納めたいとき ○任意加入したいとき ○海外に居住するとき ○海外から帰ったとき
必要なもの	○資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類(例)資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票等 ※勤めている配偶者が65歳になった時は不要 ○年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバーのわかるもの ○本人の身分証明 ※本人・同一世帯以外の方が届出される場合は、委任状が必要です。
受付時間	月曜日～金曜日／午前8時30分～午後5時15分(祝祭日・年末年始を除く)
問い合わせ	酒田市役所国保年金課国民年金係 ☎26-5728(直通) 松山総合支所市民係 ☎62-2611(代表) 八幡総合支所市民係 ☎64-3112(直通) 平田総合支所市民係 ☎52-3913(直通)

年金制度全般のお問い合わせは鶴岡年金事務所へ。

☎0235-23-5040

※自動音声案内のため、相談内容に合わせて番号を押して下さい。

- ①年金請求・受給相談・年金生活者支援給付金など 1番→2番
- ②納付相談・控除証明書の再発行など 2番→2番

日本年金機構のホームページはこちらです。⇒ <https://www.nenkin.go.jp>

二次元コード⇒

